

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成24年度の保険料のお支払いについて ～

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆さまにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さまが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますよう、お願いします。

■平成24年度保険料の計算方法

均等割 <small>【1人当たりの額】</small> 47,709円	+	所得割 <small>【本人の所得に応じた額】</small> <small>(所得-33万円) × 10.61%</small>	=	1年間の保険料 <small>(100円未満切り捨て)</small>
--	---	--	---	---

平成24年度の保険料額は、6月に個別にお送りします。

1年間の保険料の上限額は55万円です。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

◆均等割の軽減（年額）

軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が所得0円(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	47,709円	4,770円
33万円	8.5割軽減		7,156円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) 単身世帯の方は該当しません。	5割軽減		23,854円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減		38,167円

◆所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場町民生活課税務係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■保険料のお支払い方法

◆保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、町民生活課税務係へお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの】～ご本人の保険証、預金通帳とお届け印～

「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ◆年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ◆介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

なお、この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からのお支払い」ができません。

「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

【お問い合わせ先】

制度に関すること 保健福祉課医療保険係 ☎ 62-4473
 保険料に関すること 町民生活課税務係 ☎ 62-4479

障がいに関するご相談を受け付けます！

平成24年4月より以下のお二人が障害者相談員として地域の皆さんからの障がいに関するご相談をお受けいたします。

- ・身体障害者手帳に関すること
- ・精神障害者保健福祉手帳に関すること
- ・療育手帳に関すること
- ・障がいを持つ方が受けることのできるサービスに関すること
- ・各種料金等の割引・減免に関すること
- ・障がい者の行う各種手続きに関すること



名前	森 浩	堀籠 智
住所	小清水4区	小清水1区
電話番号	(62) 2203	(62) 3547
主な担当領域	知的障がい	身体障がい

【お問い合わせ先】

事務局：役場保健福祉課福祉係 ☎ (62) 4473